

慶應三丁卯年十一月

同年戊辰年二月

御用留

柳澤五郎右衛門

(解題) 柳澤五郎右衛門（薮田隼人）は当時家老職にあり、後の東北出兵にあたっても指揮官を務めている重要な人物なので、その御用記録が完全な形で残されていれば、極めて重要な内容を含む筈である。しかしながら、この文書も極めて残念なことに、最も重要な慶應三年十二月初から翌四年正月末迄の記録が完全に欠落している（表題にもこの期間が省かれていることを明記している）。とはいえ端々にこの時期の藩状況を窺わせる記事があり、「家記」と対比することが出来るので敢えてここに収録した。

特に十一月十五日に保申から階層身分別に全藩士を集め

「方今、將軍家一大事之御場合^{ニ付}、御直筆を以、被仰出之」との告諭を示している記事。さらに保申はそれに対する家中の反応に危機感をかんじたものか、同廿五日に御所傳奏及び幕府老中に帰郡を願出て、この許可が出るや同二十八日早朝に京発、同日深夜四半時（十一時頃）という強行程で帰城していること（残念ながら告諭書及び帰城後の状況は一切記されていない）等が記されている。さらに前掲家記では紛失と回答している御所・幕府への帰郡伺書が残されており、両者への伺書に微妙な差異がある部分や、このような情勢緊迫化でも淡々と春日御祭りの準備がなされ、一方で二月以降多くの病氣引退（強制隠居であろうか）がなされていることなど興味深い内容を含んでいる。

以上

慶應三年丁卯年十一月

同年 戊辰年二月

御用留

柳澤五郎右衛門

(注) 当時家老の柳澤五郎右衛門は、通名は萩田隼人といい、役儀により賜姓を名乗った。

④ 2家老千五百五十石慶応元丑十月二十八日、辰十八。安政三（1856）辰年十八歳であれば慶応三（1867）卯年には二十九歳になる。東北遠征隊の指揮官。

本文書はまさに維新の最中の慶応三年十一月から翌年二月にかけての家老御用留であり、この期の郡山藩の動向を知るための最高史料たるべきものであるが、残念ながら表題の通り十二月から翌一月の最重要期間が欠落している。しかも表題自体がこの欠落を記していることから、一旦記されたものが一部抜き取られたものではなく、維新後に全てが書き換えられた可能性が察せられる。因みに執筆者は豊田家文書「廻状留（安政六年から文久二年頃）」と筆跡が類似しており、同一人の可能性が濃い。

十一月朔日 晴

一式日御礼例之通畢而

殿様益御機嫌克

御鎧奉行以上

御旅行被遊、恐悦申上之

(注) 保申は、公儀及び公家方よりの緊急上洛命令により。十月廿二日江戸発、十一月四日

京着の途上にあつた。

一 竜華山江

二日 曜

松平但見

御名代

(注) 竜華山永慶寺は、国元における藩主菩提寺であり、また松平但見は立藩以来の付家老的存で、しばしば名代参詣を行っている。④ 1御家老千二百石役料二百俵辰四十一

於御用部屋

牧野善之助

御警衛御用ニ付

石田八十助

安治川口江出張

被仰付之

但支度次第可致出立候

右之趣、五郎右衛門申渡之、立會例之通

(注) 何故か④に該当者が見出せないが、或いは次の人物か。

④ 304 御馬廻席四十石役料十五俵、御買物方兼役 牧野多吉 辰三十三

④ 305 御馬廻席四十石役料二十俵、御徒目付組頭兼役 石田助八 辰三十九

安治川警衛は幕末維新にかけて郡山藩に課された重要軍務で、家譜附録に次の記事があり、これにより郡山藩は苛酷な長州戦争出兵を免れていた。その後鳥羽伏見敗戦での慶喜逃亡時に、七日付で一旦幕府からは「諸警衛持場免除」されるが、十日には新政府参謀から「安治川口番兵可差出旨」の命があり、実際には繼續警衛に当たつたものである。

「同廿八日、諏訪因幡守忠誠召家臣以書面達曰、可警衛安治川口並兵庫表。由方今諸藩有令征討防長之命、公務繁多、故強被命保申両所警衛。及征討畢宜嚴重奉其事。由是、免油小路警衛之事給也。」

十二月十二日、御城代松平伊豆守信古召家臣曰、今次、保申両所警衛部局嚴重船隊修造。為一段之事、尔後、愈當嚴焉。」

何故か名前相違等で比定困難なものが多い。或いはこの時期改名者が多く出たのか。

御警衛御用無滯

相勤、昨夕帰着ニ付

締向之儀申達之

右立會例之通

斎藤大四郎

分 157 御目付六十石 辰三十四

(注) 安治川口は、大坂湾から淀川を遡上上洛する重要な地点で、郡山藩が警衛担当であった。

本件はその担当者交代の発令儀式で、家老の柳澤五郎右衛門が担当している。

3

三日 晴

一 竜花山江

御名代

井上甚五左衛門

分 4 御家老格四百石役料二百俵 辰六十五

明治二年民事局長

一 於折入三之間

御警衛御用ニ付

安治川口江 明曉古

芦田福造
三崎健蔵

今中禎之助

田中岩之助

植松順三郎

(注) 芦田 分 159 御目付四十石役料二十俵芦田福藏 辰二十七

三崎 分 中 17 勘定衆三十五石 (支配方御目付) 辰二十

今中 分 262 松之間席四十石役料五俵今中禎三郎 (御広式番兼役) 辰四十一

田中 分 384 大小姓席四十石 (支配方御城代) 寅三十五 *慶応二寅年の任用
植松 分 中 73 御徒士並五両四人扶持 勤金等共 (銃隊取締) 辰三十六

4

四日 晴

一 御用向無之

一 竜華山江

御名代

五日 晴

一 警衛御用無滯

一 於御用部屋詰合之面々

殿様被為召候ニ付、被遊

當四日御京着、御同意

恐悦之御歎申上之

松平但見

一 警衛御用無滯

一 於御用部屋詰合之面々

殿様被為召候ニ付、被遊

當四日御京着、御同意

恐悦之御歎申上之

一 警衛御用無滯

一 於御用部屋詰合之面々

殿様被為召候ニ付、被遊

當四日御京着、御同意

恐悦之御歎申上之

一 警衛御用無滯

一 於御用部屋詰合之面々

殿様被為召候ニ付、被遊

當四日御京着、御同意

恐悦之御歎申上之

奥村常馬
山本 陳
門奈辰次郎
古谷文之助
古市鶴之助

一 於折入三之間

警衛御用無滯

相勤、安治川口古

昨夕帰着ニ付、罷出ル

(注) 芦田 分 159 御目付四十石役料二十俵芦田福藏 辰二十七

三崎 分 中 17 勘定衆三十五石 (支配方御目付) 辰二十

今中 分 262 松之間席四十石役料五俵今中禎三郎 (御広式番兼役) 辰四十一

田中 分 384 大小姓席四十石 (支配方御城代) 寅三十五 *慶応二寅年の任用
植松 分 中 73 御徒士並五両四人扶持 勤金等共 (銃隊取締) 辰三十六

立會例之通

6

御名代被仰付之

右之趣、五郎右衛門申渡之、立會例之通

- (注) 斎藤は一日夕に帰着しているが、奥村等は四日夕に帰着したものか（2参照）。
- 奥村② 158 御目付六十石 申三十四 *「申」万延元庚申年任用か
山本某は比定困難
- 門奈② 343 大小姓組四十石四番組 「門奈刀馬」か？ 辰十九
- 古谷② 309 御馬廻席四十石役料五俵 「古谷太郎右衛門」か？ 辰三十七
- 古市② 349 大小姓組四十石役料十俵 (銃隊組頭兼) 午十七 *安政五年の任用か
- 木村② 376 大小姓席四十石 (御広式番兼役) 子十八 *元治元子年の任用か

- 5
- 一 於御用部屋 奥村常馬
- 御警衛御用無滞
相勤、昨夕安治川口ろ
帰着_ニ付、御締向之
儀、申達之
- 右立會例之通
- 六日 雨
- 一 於御用部屋 殿様今般
- 被為召候_ニ付
江戸表_ニ當四日
御京着被遊候
依之竜華山
惣
- 井上橘五郎

- 一 於御用部屋 殿様益御機嫌克、被遊
御京着候_ニ付、御歎申上之
御鑓奉行以上
其以下一席一人

(注) 四日に御年寄・御用人で同様の御歎を行つてゐる。おそらく四日には重役衆に保申の急上洛理由等が詳しく説明されたのではないだろうか。

- 七日 晴
- 八日 晴
- 九日 晴
- 十日 晴
- 十一日 晴
- 一 竜華山江
御名代
- 井上甚五左衛門
3参照

(注) この間にも京都の情勢は大きく動いてゐるが、特段の動きは記されていない。
あるいは五郎右衛門等は保申と情勢分析・方針協議の為に上洛か。

十二日 晴

和州・河州
御領分御成箇
御勘定奉行
郡代
右立會例之通

一
於御用部屋

御徒目付

被仰付之

支配方大目附・御目付

重山十藏

（分）中6徒目付三十五石 亥三十 *文久三亥年

右之趣、五郎右衛門申渡之、披露立會例之通

銃隊組頭兼

被仰付之

支配方銃隊奉行兼

寺内友太

（分）288御馬廻組八十二石（銃隊組頭兼）辰三十
*分限帳はこの辞令を明確に反映している。

右同断

寺内友太

銃隊奉行兼

支配入

右同断不及披露

十三日 晴

真華院様江

松平但見

御名代

真華院殿慈芳妙淑大姉は元治元（1864）年十一月十三日逝去。

なお松平但見は、何故かこの後姿を見せない（後に郡山町長か）。

（注）御成箇（年貢）は概ね十一月中旬に順次決定、十二月十日が皆済期限とされていた。

十五日 雨

一月並之御禮例之通

於御用部屋

方今

御城代

將軍家御一大事之

御場合付

寄合衆

御直筆を以、被仰出候趣

御番頭

一同拝見致候様、被仰出之

寺社奉行

御直筆を以、被仰出候趣

御旗奉行

一同拝見致候様、被仰出之

御旗奉行

但席切罷出ル寄合衆立會

御罐奉行

右之趣、五郎右衛門申渡之

（候カ） *以下、本文書筆者の「候・ル」は殆ど判読困難。

御年寄

（注）この日は、十月二十四日慶喜の將軍職辞任を受けて、事態が急旋回している時期であり、急ぎ上京した保申が藩内世論統一のため、直筆を以て藩動向を告諭し、それを受けて階層別に、布達の場を設けたのではないだろうか。残念ながら内容は不明であるが、この反応を見て、保申は急遽十一月二十六日に御所及び幕府方に帰郷を願出たと思われる。

なお、ここ迄が「銀馬代」身分で所謂重臣である（分限帳で「御城代」は確認出来ない）。

之間」に隣接しているが、これは「檜之間」を「槍之間」と誤読或いは誤記したものであつたかも知れない。今後の検証課題としておきたい。

於同所 御奏者番

大目附

右同断

郡代 町奉行

右同断立會御年寄

但一同罷出ル

(注) (二)で示されたのが「独札」身分で、藩主に単独で拌謁できる重臣である。

一大書院二三之間

右同断

御用達並ろ

御医師迄

右同断

御用達並ろ

10
右同断
一鑓之間
一右同断
右同断

御徒目付
御徒士並迄
御側向
御次勤之面々

右同断

11

十六日 晴

一於御用部屋

病氣付願之通

高橋省庵
病氣名代

神沢元道

隱居

家督

(注) これらが月並屋形出仕の「御目見」身分で、騎乗が許された。

これ以下は「席外」「小給人」と呼ばれる身分で、所謂「土分」の枠外である。

なお「檜之間」は部員提供の図面では確認出来ず、「郡山城百話」見取図にも見出せない。ここで極めて大胆な推論であるが、両図面で「檜之間」と表示されている部屋が「松

三拾石
被下之

御徒士被仰付之
高橋金弥

針醫

支配方奥御年寄御用人

右之趣、五郎右衛門申渡之、披露立會例之通

分中45御徒士三十石（針醫）卯十七 *慶応三卯年

病身_ニ付
青木早太郎

御番御免

病気名代

被仰付之

曾雌守衛

但、年始御流 分38御番頭百二十石役料百三十俵（四番）巳三十四

御帰城・御発駕之節斗出仕、其外御用捨被仰付之

12

右同断、不及披露

被仰付之

(注) 当時十八歳の若手重臣であり、文言から強制引退の可能性がありうる。以下にも多く
の役替え事例等があり、佐幕派一掃の可能性があるかも知れない。

一
於御用部屋
御土居廻り
候付罷出ル
高野学馬
十八日 晴

13

右立會御年寄

(注) 御土居廻りは、城郭の濠・石垣・土塁を点検する重要な任務である。

十九日
廿日 晴 晴

1

井上甚五左衛門 3参照

一
於御用部屋
御警衛御用_ニ付
御名代

(富?)

一
於御用部屋
御警衛御用_ニ付
安治川口江出張
被仰付之
富松岩藏

分116寄合並四十石役料五十俵（銃隊奉行兼並勤方）

右之趣、五郎右衛門申渡之、立會例之通
辰三十三

14

一
於御用部屋
せかれ同苗

松太郎妻

昨夜引取候

御礼申上之

青山段之進

分27寄合衆二百三十石 辰四十一

一
竜華山江
御名代

山下八左衛門
分51御鎌奉行百五十石 辰四十一

寺内友太
館野八千蔵

平井源三郎
岡田作兵衛

吉村源内

土屋助左衛門

松本駒次郎

右同断

矢嶋傳次郎

野沢八千蔵

江馬市藏

福田富美馬

次（須？）藤貴久蔵

秋山鉄次郎

右同断

今泉孝五郎

右同断

（「次第」脱力）

但、支度出立可致候

右同断

（注）寺内は7参照。館野以下は左之通

館野分365大小姓席四十石役料五俵（御広式番兼役）

巳二十五 *安政四巳年任用

平井分368大小姓席四十石（支配方御城代）

未十七 *安政六未年任用

岡田分394大小姓並三十五石役料十俵（支配方御目付）

辰三十八

吉村分365大小姓席四十石役料五俵（御広式番兼役）

巳十七

土屋分397大小姓並六十三石（支配方御城代）

辰四十九

松本分中7相之間三十五石

酉十八 *万延二酉年任用

三宅分中8相之間三十五石勤料五俵（友太郎）

辰二十八

矢嶋分中34勘定衆並三十石勤料十俵（矢島左衛門？）辰四十三 或いは

同分373大小姓席四十石（支配方郡代）矢島新次郎？戌十六

野沢分中7相之間三十五石勤料五俵（野澤周太夫？）辰三十七

*何れか判別不能

江馬分下17御国坊主 江馬為斎（次郎） ??? *比定困難

*福田富美（貴カ）馬

比定困難

秋山分中36勘定衆並三十石

今泉分357大小姓席四十石役料五俵（御厩目付兼役 耕五郎）辰二十七

辰四十

*この頃薩摩藩艦船四隻兵士三千が薩長土盟約のもと大坂に入港、他藩もこれに続く情

勢があり、郡山藩も警衛兵力を増強したものか（十五日坂本竜馬暗殺さる。）

15

廿一日 曇

一於御用部屋

大小姓並

後藤丹治

被仰付之

分417大小姓並三十五石（御広式番兼役）戌十八 文久二戊午

御廣式番兼役

支配方御奥御用達御廣式御用役

右之趣五郎右衛門申渡之、披露立會例之通

御徒目付

被仰付之

今澤猪之助

五石御加増都合

分中7御徒目付三十五石（御代官役所御長住宅）辰二十六

三拾五石被成下

支配方大目附・御目付

但、御代官役所御長屋住宅

是迄之勤料五俵上ル

儀は三斗五升) 俵の五俵と同じ価値となるので、この場合実収は変わらないが、家格に
関しては石高が重視されるので、一応昇格となる。分限帳でも勤料五俵は上知表示。

16

右同断

病氣付、願之通

(「富」以下同)

富川敬次郎

病氣名代

塚本順輔

七拾弐石

被下之

せかれ

大小姓組被仰付之

富川寅藏

細田半助組

右同断

富川寅藏

組入

右同断不及披露

月番
御番頭

富川寅藏

右同断

塚本

(注) 塚本分 341 大小姓組百八十石 (一番) 塚本兼之進? 辰六十一

富川分

354 大小姓組七十二石 (五番組) 卯十七 *慶応三卯年 家督繼承

細田分

36 御番頭百五十石役料百俵 (五番) 辰四十七

廿二日 晴

一
於御用部屋

御警衛御用付

安治川口江出張

被仰付之

安養寺二郎

(注) 281 御長柄頭九十一石 丑三十九 *慶応元丑年

右之趣、五郎右衛門申渡之、立會例之通
平嶋主馬太郎
山田彦内
中鳩多橋

17

右同断

(注) 分 301 御馬廻席四十石 (御広式番兼役) 辰二十二

(分) 268 松之間席四十石役料十俵 (御金蔵勤番) 辰四十一

中鳩 (中鳩)

比定困難

廿三日 晴

一
於御用部屋

来ル廿七日春日

西窪藏太郎

祭礼御用、先格

(分) 35 御番頭百五十石役料百三十俵 (六番) 辰四十八

之通申合候旨

武藤丹左衛門

申達之

(分) 44 御鎗奉行百五十石 辰五十九

五郎右衛門及挨拶

五郎右衛門及挨拶

藏太郎儀、先格之通

藏太郎儀、先格之通

申合候様申渡之

申合候様申渡之

右立會例之通

右立會例之通

18

右同断申達之

五郎右衛門及挨拶

末々迄作法宜

(分) 65 大目附九十五石役料三十五俵 辰五十四

申付候様、申渡之

右立會御年寄

(「飯」カ)

右同断

申達之

五郎右衛門

及挨拶

申付候様
五郎右衛門申渡之
右同断

山本頼母

廣藤京馬

大谷宅右衛門

川村織江

宮沢直記

鹿貫竹三郎

村田徳之丞

池上左門太郎

甘四日 曇

一 於御用部屋

浅川又内

支配所村々

免定御判

申合之

立會衛守与十郎 大目附

橋本猪野右衛門
澤井半之助

竹田忠治

新藤盛之助

(注) 川村はこの行事目付として、特段の申付が有ったのか。

何れにしてもこの重大時期、春日御祭にこのような大仰な布陣は何だろう。

(注) 飯塚分 85 御弓鉄砲頭百石分役料百俵 (明治二年銃士隊長) 辰二十八

山本分 87 同 百十石役料九十俵 辰二十二

廣藤分 86 同 百五十石役料五十俵 辰二十三

大谷分 128 御使番百十石 辰三十一 *慶応元丑年

川村分 145 御目付四十石役料五十俵 (明治二年刑法局輔長) 辰二十二

宮沢分 278 御長柄頭八十二石 辰三十九

鹿貫分 279 同 四十石勤料五俵・役料十五俵 辰三十五

村田分 291 馬廻組百五十石 (五番) 辰十九

池上分 352 大小姓組百六十石 (一番) 寅二十

(注) 十四日の差出帳承認により、免定状交付が決定された。

浅川分 253 松之間席四十二石役料五十俵 (和州・河州御代官兼役) 辰四十五

橋本分 70 郡代五十五石役料六十五俵 辰五十八

澤井分 176 勘定奉行四十石役料三十俵 辰四十一

竹田分 307 馬廻席四十石役料十俵 (勘定衆組頭・土砂方井道奉行兼役) 辰四十五

新藤分 368 大小姓席四十石 (御用金方役所附) 斧辰右衛門? 辰三十六

衛守与十郎については比定困難だが20・21にも立会大目附として登場する。

或いは分 17 御年寄並十人扶持 (部屋住) 松平与十郎の家督継承までの通称か。

また分 15 御年寄並四百二十石大井衛守 辰四十三、分 38 御番頭百二十石役料

百三十俵曾雌守衛巳三十四があり、この可能性もある。

別段罷出ル
末々迄作法宜

川村織江

廿五日 晴

一 於御用部屋

御朱印御長持
御封印相改相済
候ニ付罷出ル

三間類八
丸山 亘

兼松半三
三好庫三郎

右立會御年寄

(注) 三間 分 67 大目附九十石役料四十俵 (文学武芸御用掛) 辰三十五

丸山 分 162 御目付四十石役料五十俵

辰三十七

兼松 分 188 書院詰六十石

辰五十七

*三好庫三郎
比定困難

御朱印長持封印改とは、藩存立の基礎である公儀朱印状等を収納・封印した長持を開封確認することであろう。

21

廿六日 晴

一 於御用部屋

御警衛御用ニ付

安治川口江出張

被仰付之

右之趣、五郎右衛門申渡之、立會例之通

右立會例之通

但、御入ケ方衛守罷出ル

衛守は 19 (注) 参照

江州両手
御領分當卯年
御成箇差出帳
相下之

郡代
御勘定奉行

丸山 亘 20 参照

(注) 江州両手とは郡山藩江州領の海津代官と金堂 (近江八幡) 代官所の両所のこと。
和州・河州は東・中・西の三手からなり、十四日に行われている (8 参照)。

福地文助 和田忠兵衛

支配所村々
志村藤七

免定御判
伊川十兵衛

申合之
久保村 巖

立會衛守与十郎 大目附

(注) 浅川代官支配については、二十四日に行われている (19 参照)。なお郡代は橋本と
の両役制になっている。

福地 分 301 馬廻席四十五石役料五十俵 (和州・河州御代官兼役) 辰四十一

和田 分 69 郡代六十石役料六十五俵 (御用金引受) 辰五十二

志村 分 178 御勘定奉行九十七石役料五俵 未三十九 *安政六年

伊川 分 250 松之間席六十八石役料五俵 (勘定衆組頭・土砂方并道奉行兼役) 辰三十四

久保村 分 301 馬廻席四十五石役料十俵 (勘定衆組頭兼役) 友藏? 辰四十二

(注) 浅川・福地に統く小林代官支配である。以上で和州・河州三手が完了となる。

小林分③ 13馬廻席六十石役料五十俵(和州・河州御代官兼役)申三十八*万延元申年

中村分① 65郡代格四十五石役料二十五俵(御勘定奉行勤・御用金方引受)辰五十五

佐藤分② 51松間席四十五石役料五俵(勘定衆組頭兼役)辰三十九

森山分③ 26馬廻席四十石(支配方郡代)

辰二十六

十一月廿五日

御名

御附紙

可為伺之通候

22

廿七日 晴

一 今暮六半時過、京都表_カ御用状相達

左_ニ

伝奏_江御伺書

ママ

私儀急御用付、從江戸表_カ不取敢上京仕候處、此節柄之儀付、家事取締向等_茂、申付度候間、一先帰邑仕度奉願候、尤重臣之者差置候間、御用之節_者御達次第近場之儀付、一昼夜_ニ而乘切、速_ニ上京可仕候、此段奉伺候 以上

十一月廿五日

御名

御附紙左之通

願之趣、無據次第二候間、家事取締置猶亦上京可有之事

23

一 御老中板倉伊賀守様_江御伺書、左之通
私儀急御用付、不敢上京仕候處、差向被仰出之品_茂無御座候者、此節柄之儀付、

家事取締向等_茂申付度候間、重臣之者差置、一先帰邑仕度、尤御用之節_者

近場之儀_茂御座候間、御沙汰次第早速上京可仕候、此段奉伺候 以上

十一月廿五日

御名

御附紙

可為伺之通候

24

右付、明廿八日御提灯引、京都表

御発途、長池宿御昼被為召上、直様

御帰城可被遊旨、被仰出之

(注) 京都郡山藩邸(二条城北)から郡山城迄は、現在のナビ計測で約五十キロ、廿八日早晩に提灯付で出立し、同日四半時(夜十一時)帰城という恐るべき急行程である。一刻も早く帰城したいという状況が察せられる。なお「保申家記」では当初この部分は記されていなかつたが、後に追加されているところでは、これ等の伺書は両通共紛失と報告している。或いは「差向被仰出之品_茂無御座候者」の部分に問題があつたのだろうか。

廿八日 晴

一 於御用部屋

昨廿七日祭礼御用

無滞相勤候付罷出ル

神前之掛物狸_モ虎足

被下置候旨、五郎右衛門

武藤丹左衛門

兩者共に17参照

西窪藏太郎

申渡之、藏太郎

儀_者居残り、御番所向

先格之通相勤候段

申達之

右立會例之通

雉子 二

兔 一

被下之

大目附

御物頭

御使番

雉子 一

右同断

右同断

右一同罷出、右同断神前懸物被下置候旨、五郎右衛門申渡之

右立會御年寄

但、書付出ル

昨廿七日祭礼御人数

無滯引取候段、申達之

小弥太居残り御番所向

前後御届向無滯相済

候段、申達之

右立會右同断

桃井勇記
18 参照

川村織江
18 参照

25

御目付

御長柄頭

添騎馬

右同断

右同断

右一同罷出、右同断神前懸物被下置候旨、五郎右衛門申渡之

26

右立會例之通

一 於大書院三之間
祭祀御用無滯
相勤候段申達之
五郎右衛門及挨拶

一 於大書院三之間
祭祀御用無滯
相勤候段申達之
五郎右衛門及挨拶

(注) 定例行事とはいえ、藩主が急行程で帰郷の一方で、城内では御祭りの掛物の分配などを行っていることに、違和感を感じざるを得ない。

この頃に長州勢二千が摂津打出に上陸、京に向って進軍を開始していた。

一 於御用部屋

益田金作

御帰城付、今朝

町廻り候付

分73町奉行九十石役料六十俵 辰四十三

罷出ル

右立會例之通

一 殿様益御機嫌克、今晚四半時打戻分

御城着被遊候付

一 於御用部屋

龍華山惣

松本矢柄

祭禮三付御馬
手入等行届、太儀

御馬御用懸り

高野学馬

12 参照

(注) 丹羽 分147 御目付六十石役料六十俵 (南都御用掛) 辰二十六

御靈屋江

分41御旗奉行百五十石役料二十俵 辰四十六

奥村常馬 4 参照

之旨五郎右衛門及挨拶
立會御年寄・大目附

奥村常馬 4 参照

一 折入三之間

御警衛御用_{二付}

安治川口_江明曉

出立_{ニ付}

御目見被仰付之

御警衛
出張之面々

31

二月朔日

一 月並御札例之通

二日

樋口與兵衛

一 竜華山_江

御名代

④御家老格四百石役料二百俵 辰五十一

(注) 「幕末庄屋記録(元治二年出府日記)」では「御年寄」として同行出府、「同(慶応三年諸色留帳)」には二月二十三日「家老被仰付候」とある。

御立合五郎右衛門

(注) この安治川口出立の面々は、誰々か良く分からぬ。或いは保申直々の方針を伝える為に急遽編成したものか。

30

一 龍華山_江

中澤小一兵衛

④御鑓奉行百石役料五十俵 辰六十九

一 於御用部屋

岩手武次郎

屋敷

印藤別書

御引替被下之

右之趣五郎右衛門申渡之、披露立會例之通

一 月仕舞_{ニ付}、両御目附

御前_江被召出候、御用向申上之

印藤別書

屋敷

丹羽與大夫

御引替被下之

右同断

(注) この後、十二月と翌慶応四年一月の記事が欠落している。この間に王政復古から慶喜の都落ち、大坂湾海戦・鳥羽伏見での幕府軍敗走、慶喜の逃亡等々郡山藩にとつても危急存亡の時期を迎えるが、残念ながらその記録は削除して書換えたものと思われる。

32

丹羽與大夫
屋敷
岩手武次郎

(削除期間)

井上甚五左衛門 3 参照

(注) 印藤分 33 寺社奉行百三十石役料百七十俵 辰四十九 (明治二年刑法副長)

丹羽分 48 御鑓奉行三百五十石 辰二十一

岩手分 246 松間詰二百二十石 (六番組) 卯十七

岩手・印藤・丹羽の屋敷交換であるが、岩手は松之間詰二百二十石 (六番組) 卯十七と
いう若年で、松之間詰（通常四十石程度）としては異例な石高であり、江戸詰大目附（御
用人）「岩手孫右衛門」の跡目と思われる。

おそらく重臣跡目として慶応三年七月に帰郡したが、若年のため無役に近く、暫定的に
屋敷を拝領したものの、不釣合いとなり是正三角トレードを行ったと思われる。

33

四日

一於御用部屋

大津御藏納拂

御用無滞相勤

② 173 御勘定奉行五十石役料二十俵 辰四十六

今曉引取付罷出ル

但、立會例之通

山下貫左衛門

(注)

郡山藩では北近江領（海津・金堂両手）の年貢米は、大津藏屋敷に収納し、相場によ
り売り捌くこととしていた（当然各村の郷蔵にも一時保管）。これはその一連の業務完
了を意味する。

一 初午^{ニ付}

麒麟曲輪稻荷明神^江、寶山寺比丘

罷越、立會上下御目付田中雲八

② 150 御目付四十石役料五十俵（文学武芸御用掛）辰三十五

(注) 初午は二月最初の午の日で、稻荷神社の大祭が行われる。郡山城麒麟曲輪には稻荷社
(密かに綱吉の靈屋があつたとも)があり歴代信仰されていた。生駒山寶山寺の中興堪海
律師（一色氏）は郡山藩主吉里との関係があり、以来縁を保つて祈願等を行っている。

この少し前、一月二十八日に保申は二ヶ月ぶりに上京し、二月一日に参内して天皇の元
服祝いの品を献上品しているが、残念ながら、ここには全く記録がない。

三日

一 竜花山^江

井上甚五左衛門

3 参照

一 竜華山^江

一同列與兵衛、今明日在宿

3
4

六日

一 於御用部屋

書役兼

被仰付之

分379大小姓席四十石（支配方郡代）丑二十五

清水禎之助

支配方是迄之通

右之趣、五郎右衛門申渡之、披露立會例之通

七日

一 於御用部屋

四拾石被下之

大小姓組

被仰付之

安達三郎兵衛組

（明治二年銃士隊長）辰三十七

右之趣、五郎右衛門申渡之、披露立會例之通

廣瀬両平

亡父亥三郎跡式

廣瀬両平

月番

組入

右同断不及披露

（注）廣瀬分285御納戸役四十石役料五俵（御武具方兼四番組 亥三郎）辰二十四

分限帳には亡父亥三郎（四十五歳）が記されており、追補がこの辺りまでと分かる。

述目の両平は御納戸役には就かず、単なる大小姓組であるため役料はないが、家禄は保証され安達組番方に編入されたもの。

3
6

（注）一月十一日に政府から各藩貢士の派遣の命があり、郡山藩も中藩として次の二名の派遣を行っているが、ここには何の記事もない。

安元彦助 分52御鎧奉行百三十石役料九十俵（銃隊奉行兼）辰二十五

山村治左衛門 39十六日記事参照、

十四日

（「於」「御」カ）

一 □出張御用部屋

（親）

御新征供奉御願付

至善被為蒙

仰候ハヽ、御供被仰付候内意申談之

板垣正左衛門 27 参照

藤波牧太

曾祢平太

（注）藤波分14年寄並二百石役料百俵（文学武芸御用掛、御武具御用掛）辰四十一

（新政府公儀人）

曾祢分16年寄並百五十石役料八十俵（五番組）辰二十五 *重複記載

「家記」一月九日条で、御親征に關し厳重警護準備のため帰郡願がなされている。さらに三月朔日に親征警護のため出坂を願出でいる。

3
7

十五日

一 式日御禮例之通

一 南都御用懸り丹羽小弥太申出候左_ニ 25参照

久我大納言様、諸大夫春日讚岐守

申聞候ハ、以來無宿者手懸り無之向ハ

御手切之御取斗_{ニ而}宜敷旨申聞之、併

手懸有之候ハ、精々御手抜なく御取調專

用被成候よう内問合申聞之

(注) 春日讚岐守は久我家諸大夫の志士で、安政大獄で永押込に処せられる。久我通久の大和鎮撫總督就任とともに参謀となり、さらに初代奈良県知事となつた。

なお「専用被成候よし」とすべきか。

十六日

一 今五ツ時、春日讚岐守殿を以、被申通候左_ニ

小俣伊勢守

井_ニ妻子式人

若黨式人

女式人

38

右之通、関東事定り候迄、柳澤甲斐守
家来江御預ヶ被成候事

二月十六日

(注) 当代（最後の）奈良奉行及びその家族等の保護預かりを命じられたものである。

なお、松平賜姓を廃するよう命じられたのは、正月十六日（「家記」10参照）とされ

ているが、それを受け「柳澤甲斐守」が定着していたことが分かる。なお藩主ではな

く「家来江御預」となつてているのも興味深い。

一 病氣付

於御用部屋

願之通

内田収助

辰三十六

（明治二年參政職）

御役御免

④

10年寄並二百四十石役料六十俵

（奥文学武芸・御武具御用掛）

寄合衆

病氣名代

被仰付之

池谷左軍治

27参照

但、是迄之御役料六拾俵上ル

右之趣五郎右衛門申渡之、披露立會例之通

(注) 内田は明治二年郡山藩新職制では、執政平岡の下で安元と共に参政職を務めており、これが単なる病氣御役御免か極めて疑わしい。

十六日

一 今五ツ時、春日讚岐守殿を以、被申通候左_ニ

小俣伊勢守

井_ニ妻子式人

若黨式人

女式人

39

病氣付

願之通

御役御免

寄合衆被仰付之

藤波牧太

36参照

但、是迄之御役料百五拾俵上ル

茂木亭左衛門

病氣名代

寄合衆被仰付之

(明治二年内務局家知事)

(注) 茂木_分13御年寄並百五十石役料百五十俵（御馬等御用掛）辰四十四

茂木も公儀人であり、新職制で要職を務めていることから同様の疑問がある。

右同断

病氣付

願之通

文学督學兼

御免被仰付之

藤川友作

病氣名代

山村治左衛門

勘定所勤

支配方是迄之通

(注) 藤川 ④ 22 寄合衆二百石 (文学督學兼)

辰六十一

山村 ④ 205 御書院詰四十石役料三十五俵 (儒者見習、御年録方兼、御系譜御用掛)

辰四十三

山村は貢土指名 36 (注) 参照

当時の藤川は七十二の高齢であり、とても時勢の変化についていけなかつただろう。

右同断

病氣_ニ付

願之通御役

御免被仰付之

勘定所勤

支配方郡代

福貴 砥
病氣名代

園崎實馬

(注) 福貴 ④ 368 大小姓席四十石 (御徒目付兼役)

申二十七

* 「徒目付兼」罷免で勘定所勤となつてゐる。

園崎 ④ 377 大小姓席四十石 (御徒目付兼役)

辰三十二

40

右同断

病氣_ニ付

願之通

出役御免

被仰付之

山本謙吾
病氣名代

馬場駒次郎

(注) 山本 ④ 375 大小姓席四十石役料五俵 (目安方兼役)

子二十三

* 「目安方兼」罷免で勘定所勤となつてゐる (支配方は郡代で変わらず)。

馬場 ④ 324 馬廻席四十五石 (支配方御城代)

辰十七

願之通

文学督學兼

御免被仰付之

藤川友作

病氣名代

山村治左衛門

勘定所勤

支配方是迄之通

右同断

古役

引合

寄合衆

内田収助

38 参照

茂木亭左衛門

39 参照

右同断不及披露

(注) この発令は引継ぎに関するものか意味不明。 38・39 参照。

一 折入之間
御着座

十七日

41

大目附

吉田 一 (明治二年民事局副長)

④ 95 弓鉄砲頭百五十七石役料四十三俵

辰三十八

被仰付之

右之趣 御直々被仰付之、披露御奏者番

御取合五郎右衛門、侍座例之通

(注) 藩主直々の発令であり、或いは特命 (藩内綱紀肅清か) があつたのか。

御廣式御用役

長谷川勇之進

被仰付之

分 278 長柄頭四十石勤料五俵役料十五俵 辰三十八

是迄之御役料・勤料共其俵被下之

右同断

一於御用部屋

御金蔵

御役人

被仰付之

分中8相之間三十五（支配方御金奉行）亥十八

支配方是迄之通

丸尾恒介

（明治二年銃士隊長）

42

右之趣五郎右衛門申渡之、披露立會例之通

古役

大目附

引合

吉田 一

右同断不及披露

誓詞

同

右如例

御着座

御用人並

被仰付之

是迄之御役料之内

拾俵高結都合百石

被成下、残ル御役料

四拾俵御増、都合七拾俵

被下之

一於御用部屋

目安方兼役

被仰付之

分 382 大小姓席四十五石（支配方郡代）寅三十

支配方是迄之通

右之趣、五郎右衛門申渡之、披露立會例之通

43

一 桶口與兵衛方願、井上甚五左衛門差出之

私せかれ同姓文右衛門儀、此度吉松竜庵
取持を以、千葉七郎右衛門娘後妻へ縁組
仕度旨差出之、即日御聞済付

（「屋」脱力）

元御用部

（二而申談之）

（注）桶口 31（御家老格）参照

井上 3（御家老格）参照

桶口文右衛門 分 49 御鑓奉行格（部屋住無記入）卯二十三

吉松 分 209 御書院詰四十石勤料十俵（本道、奥）辰三十五

千葉 分 21 寄合衆二百三十石 辰四十

十九日

折入之間

御着座

御用人並

被仰付之

土肥老之丞

（明治二年内務局參知事）

と思われる（つまり現存分限帳は、二月中旬頃に記録を終えていることが確認される）。

御名代

慶応元丑年四月二十一日

66一、九十石（七十八石） 土肥老之丞 辰三十

御役料四十俵（十二俵）

45 廿一日

このことから、発令前の九十石が百石になったが、これは役料四十俵から十俵を振替（高

十石は実取高四石、四斗俵十俵も四石で同価値だが家格として昇格する）たものであり、

役料残高三十俵に四十俵の増加で七十俵になったことを示す。実収では百三十石から百七

十石に増加されることになる。（つまり慶応元年に七十八石十二俵（実収九十石）から九

石四十俵（実収百三十石）、今回実収百七十石と大幅な増加になる。藩財政逼迫の折柄一

体何があったのか。

44

右之趣

御直々被仰付之、披露御奏者番御取合

五郎右衛門、侍座例之通

一於御用部屋

御警衛御用付
服部勇左衛門

出京 分189御書院詰四十石役料二十俵 辰四十二

被仰付之

右之趣、五郎右衛門申渡之、立會例之通

46
右同断

（注）保申は、十七日に親征供奉を命じられ（家記）37参照）、十八日上京しているが、

これらについて何故か殆ど関連記事がない。服部上京はこのための増強策か。

廿日

一 竜華山江

45 廿二日

一於御用部屋

益田金作 26 参照

樋口新八 28 参照 明治一年参考

其方儀去卯九月、無宿榮藏・由松御目付両手申合、取調可申處、
御目付一手ニ而為取調候段、不束至極候、依之急度も可被仰
付候処、此度京都表カ大赦被仰出候ニ付、御沙汰不被及候段
被仰出之

右之趣、五郎右衛門申渡之、立會例之通

小澤角兵衛

分102御弓鉄砲頭百石役料百俵 辰二十八

46

其方儀先役中、去卯九月無宿榮藏・由松町奉行両手申合、取調可
申處、其方一手ニ而取調候段、不束至極ニ候、依之急度も可被仰付
候處、此度京都表カ大赦被仰出候ニ付、御沙汰不被及候段、被仰
出之

右同断

（注）無宿人の取調を一手のみで行ったのは、不束至極として、町奉行・目付を処分すべき
ところを大赦令により免除したものであるが、通常無宿人取調は、町方同心・代官手代
の所管であり、如何にも大仰である。或いは密偵・隠密の疑いがある無宿人を見逃した
のではないか。なお小澤は慶応三年十月六日付けで弓鉄砲頭に転任しているので、事件

発生の九月には町奉行だったのだろう。また維新の大赦令は正式には三月発令であり
(家記) 39参照)、これは明治天皇元服にともなう正月十五日大赦令か。

廿三日

安達三郎兵衛組
但、是迄御役料拾俵上ル
右同断

廿四日

一 於御用部屋

是迄之御役料之内

五俵高結

都合五拾石

◎365大小姓席五十石 (御徒目付兼役) 巳三十五

太田荒五郎

申付之

御武具師兼

山本長之助

坊主格

支配頭江

勤料老人扶持被下之

支配方是迄之通

被成下
御徒目付兼役

御免被仰付之

勘定所勤

支配方郡代

但、是迄之御役料拾俵上ル

47

右之趣五郎右衛門申渡之、披露立會例之通

48

(注) この場合は、従来四拾五石、役料十俵のところ兼務解消により役料は廃止され、五俵

のみが高振替えられて五十石となつたもの。実収入は五十五石から五十石に減額になる。
但し分限帳では「御徒目付兼役」で五十石役料無 となつてゐる。

(注) 山本金之助◎下2小給人三両二人扶持、勤金二両勤料一人扶持
とも思われるが、かなり不一致で、その他に山本姓多く比定困難。
或いは扶持米被下者四人扶持の山本勝之助か。

22

御免被仰付之

◎345大小姓組四十石役料十俵 (銃隊組頭兼) 辰三十六

出役

病氣付
願之通
森 五十郎

病氣名代

廿五日

席是迄之通

*又十郎?

一 於御用部屋

御朱印御長持

大目附

御封印相改候ニ付

罷出ル

右立會御年寄

(注) 20 参照。

其余
例之通

廿六日

廿七日
廿八日

廿九日
晦日

一
於御用部屋

來月之月番届例之通

(完)